

ねんきん通信

20歳がスタート!! 「国民年金」

成人式を迎えた20歳の皆さん、成人おめでとうございます！あなたもこれで大人の仲間入り、そして、国民年金1年生です。今月は国民年金のしくみをご紹介します。

◆国民年金の特徴

「老後の年金」というイメージを持たれる方が多い「国民年金」ですが、国民年金は老後だけではなく不測の事態にも対応できる優れた年金制度です。事故や病気で障害を負ったときは「障害基礎年金」が生涯支給されますし、加入者が亡くなったときは、遺族に「遺族基礎年金」が支給される場合があります。

また、男女とも平均寿命が伸びている今の世の中で、年を取ってからの生活費は大きな不安材料となります。国民年金には老後の生活費の基礎となり、長生きすればするだけ年金を受け取れる「老齢基礎年金」がありますから安心です！

国民年金が安心できる制度であるという理由は、年金額の3分の1を国が負担していることになります。そして、平成21年度までに国の負担額を2分の1に引き上げられることになっていますから、より一層安心できます。

国民年金には、社会経済がどのように変わろうとも、あらかじめ賃金や物価の変動に対応して、以前と大きく変わらない暮らしができる程度の年金を保障する機能がありますから、貯蓄や私的年金に比べ安心できる制度なのです。

◆国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金の加入者となります。加入の種類は次の三通りです。さんはどこに当てはまりますか？

●第1号被保険者：自営業、自由業、学生など

加入手続きは、お住まいの市区町村窓口で行い、国から送付される納付書により保険料を収めていただきます。

●第2号被保険者：会社員、公務員など

厚生年金や共済組合に加入することで国民年金にも自動的に加入することになるため、個別に加入手続きや国民年金保険料を納める必要はありません。

●第3号被保険者：会社員、公務員などに扶養されている配偶者

配偶者の勤務先で手続きを行います。保険料の納付は必要ありません。

◆保険料を納めましょう

国民年金保険料の納付は、①金融機関や郵便局、

コンビニエンスストアなどに納付書と現金を持参する、②納め忘れのない便利な口座振替を利用する、という二通りの方法が一般的です。

なお、口座振替の場合は、お得な「早割制度」をお勧めします。これは、当月分の保険料を当月末（通常は翌月末）に引き落とすことにより、定額保険料が50円割引（平成19年度）になります。

◆保険料納付が困難な場合は

保険料納付が困難な場合でも「保険料免除制度」を活用することにより、年金の受給権を確実なものとすることができます。世帯の所得金額に応じて「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」免除が選択ができますし、勤務先を退職した場合は、前年所得の有無に関わらず「特例」免除となることがあります。

また、学生のみなさんは前年所得が118万円以下であれば「学生納付特例制度」を利用し、保険料を納める必要のない機関とすることができます。両制度とも承認期間後10年間は保険料を追納することができますので、余裕ができるから後払いすることができます。

さらに、学生以外で20歳代の所得の低い若者が親と同居している場合、20歳代の本人と配偶者の前年所得金額が57万円（給与収入で122万円）以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」（30歳未満対象）をご利用できます。

◆節目では手続きを

就職・退職・結婚・引越しなど、人生の節目では国民年金の手続きも必要となります。原則的に第1号被保険者は市区町村役場で、第2号被保険者は勤務先で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる制度ですが、国の負担に加えて、みなさんのような現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者の生活を支えるしくみです。そして、現在の現役世代が高齢者になったときにはその時代の現役世代が、自分の保険料納付の実績に応じて支えてくれるという、世代間扶養の原則に基づき運営されています。

このように、みなさんの納める保険料が多くの方々の生活を支え、そして、自分の将来の保障にも繋がる助け合いのしくみが国民年金といえます。

20歳になられたみなさん！大人の責任である「国民年金」に加入し、社会を支える一員として、大きく羽ばたいてください。

詳しくは、町民課保健福祉グループ（☎5-1111 内線158）にお問い合わせください。